

(参考)者の変更に係る用途変更(法第42条・法第43条)の取扱い一覧表

許可条項(法第34条)		42・43条 許可	備考
第1号	(公益上必要な建築物)	不要	法第34条第1号許可基準〔I〕第3各号の区分内の用途変更に限る
	(周辺サービス業店舗)	不要	・中分類内の用途変更に限る ・属人性を有する併用住宅は除く
第2号(観光資源施設等)		不要	
第3号			
第4号(農林水産物処理施設等)		不要	
第5号(特定農産地域基盤施設)		必要	
第6号(中小企業共同化事業施設)		必要	
第7号(密接関連工場、工場の拡張)		必要	令和7年4月1日の前に許可したものは不要
第8号(危険物貯蔵施設等)		不要	
第8号の2(災害危険区域からの移転)		必要	属人性がないものとして移転の許可をした場合は不要
第9号(沿道サービス業施設)		不要	
第10号(地区計画)		不要	
第11号 条例第4条(区域指定)		不要	
第12号	条例第6条第1項第1号・第2号(区域指定)	不要	
	条例第6条第1項第3号(既存集落内の自己用住宅)	必要	
	条例第6条第1項第4号(小規模集落内の自己用住宅)	必要	
	条例第6条第1項第5号(世帯分離のための自己用住宅)	必要	
	条例第6条第1項第6号(既存住宅の敷地拡張)	必要	属人性のないものとして敷地拡張の許可をした場合は不要
	条例第6条第1項第7号(位置指定区域内の住宅)	不要	
	条例第6条第1項第8号(公共移転)	必要	
第13号	既存権利の届出	必要	
第14号	包括承認基準3(既設団地内建築物)	不要	
	包括承認基準8(2特の付属施設)	不要	
	包括承認基準18(既存宅地要件の住宅)	不要	
	上記以外の付議基準	必要	

※許可のいらない用途変更の条件

- ・許可時の使用目的、条件等を変更しないこと
- ・建築物が許可に基づき適法に建築され、使用されていること
- ・申請人の変更のみであること